

各市町村消費者行政担当課長 殿

青森県消費生活センター所長
(公 印 省 略)

原野商法の二次被害に係る注意喚起について

県内において、山林や原野を所有する消費者に対して、その土地の売却を持ちかけ測量費や整地料など様々な名目でお金を支払わせようとする手口が増加しています。

今後、県内各地で同様の被害が発生するおそれがありますので、貴市町村におかれては、広報等による住民への注意喚起について御配慮をお願いします。

また、消費生活センターを設置する市におかれては、所管するセンターが同様の相談を受け付けた場合には速やかにPIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）に相談情報を入力するとともに、当センターへ情報提供するよう、相談員へ周知願います。

記

○ 広報掲載文案

【緊急・注意情報】

原野商法の二次被害に御注意ください！

<相談事例>

30年ほど前、母親が「将来宅地になる、値上がりする」と勧められて山林を購入した。しかしその後宅地になることはなく畑として使うしかなかった。ところがある日、県外の不動産業者から「**高額で売却できる物件だ**。他県では税金対策で企業が欲しがっている。**売却するなら仲介をする**」と勧誘され、売却に当たっての**準備費用として、30万円の支払**を求められた。先に費用を請求されたことに不安を感じ、契約は保留とした。信用できる話だろうか。

(50代 女性 給与生活者)

<消費生活センターからのアドバイス>

原野商法とは、1970～1980年代にかけて社会問題となった手口で、将来の値上がりが見込めない原野や山林などの土地を、値上がりするかのように偽って販売する手口です。それらの土地の多くは、値上がりしないまま数十年経過しており、そこに**高額での売却話を持ちかけ**、処分したい気持ちにつけ込んで**測量費、整地料など様々な費用を請求する**、といった二次被害が高齢者を中心に全国的に増加しています。

原野商法で購入した土地や、以前から所有しており処分に困っている土地について、「土地を高く売らないか」などという勧誘には、慎重に対応しましょう。身近に高齢者がいれば、周囲の方が見守るようにしましょう。

消費者ホットライン **☎ (局番なし) 188** いやや！ (お近くの消費生活センターにつながります。)